

兵高教組

2025年1月31日

調査情報 29号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

技能労務職と事務職の時間外勤務についての36協定 労働者代表は職場の全職員の中から全職員で選ぶ

さぶろくきょうてい

県教委は2018年度に、県立学校において36協定を結ばずに時間外勤務・休日勤務をさせてきた違法状態を解消するために、各校で協定を締結することを求めました。

協定締結で時間外勤務が違法ではなくなった一方で、協定内容（県教委例示モデル）が実態に合わない、上限時間を超えている、手当の出ないサービス残業がある、などの問題もあります。また、労働者代表選出にあたって、校長の不適切な対応も見られました。

協定は有効期間を1年間としており、毎年、労働者代表を選出して、36協定を結ぶこととなります。

時間外勤務を限定的に可能とする「36協定」

労働基準法(以下、労基法)は時間外勤務・休日勤務を禁じていますが、同法36条は、労使が協定を結べば例外的に労働時間の延長(時間外勤務・休日勤務)を可能としています。これが「36協定」です。

常勤の技能労務職員と事務職員が対象

県立学校では、常勤の技能労務職員と事務職員が対象で、対象業務や超勤時間の上限等を定めます。

労働者代表は、すべての労働者の中から選ぶ

労基法は労働者代表を「労働者の過半数で組織する労働組合がある場合…労働組合、…過半数で組織する労働組合がない場合…労働者の過半数を代表する者」と定めています。

事業場(学校)での働き方を使用者と労働者全体とで約束(協定)との趣旨から、36協定の適用対象者かどうかを問わず、非常勤職員や休職中の職員も含めたすべての労働者の中から選びます。

全労働者の中に使用者＝校長は含みません。教頭、事務長は、全労働者の中に含まれますが、職務上、職員の労働時間などを計画・管理する立場にあるため、労働者代表にはなれません。



労働者代表は、労働者が民主的に選ぶ

- × 校長が労働者代表を決めようとした。
- × 事務職員と技能労務職員が対象なので、事務長が主査を職場代表に指名しようとした。
- × 親睦会の代表者が自動的に労働者代表になる。
- 職員会議終了後に全職員が集合して、管理職が退席して職場集会を行い、立候補を募って挙手で全職員の過半数の信任を確認した。
- 立候補者が複数いたので、日を変えて投票をおこない、過半数の得票者に決定した。

実態に合う協定への改善を

県教委は、自らが作った協定書・協定届の例示のまま「上限まで働かせるということではない」等の回答をしています。職場では「実態よりも長い上限時間が設定されている」「超勤していても手当が出ない分がある」等の声もあります。協定が実態に合うものか等を考え改善していく必要があります。

36協定締結までの手順

1. 校長からの説明

- (1) 職員会議等に通常は出席しない人にも出席を促し説明、文書配布で説明なども考えられます。
- (2) 校長には、①協定締結に向けた説明、②締結した協定内容の説明、を全職員に周知する責任があります。

2. 労働者代表は全職員の過半数の賛同で選出

- A. 職場の過半数を組織する組合がある＝組合で決定
 - B. 職場の過半数を組織する組合がない＝職員で決定(方法例)職員会議等などで、校長から説明の場合
 - ① 校長から説明後、管理職には退出してもらう(管理職が指図していると受け取られるのを避けるため)。
 - ② 候補者がアピールする機会を作り、挙手や投票などで過半数の賛同を確認(回覧・署名での賛同確認も可)
- 校長が指名、選出方法を決定、指図する、はできません。

3. 協定の締結

労働者代表と校長とで協定を結び、県立学校の場合、3月31日までに県人事委員会に届けます。

労働組合だからこそ

高教組の分会は、校長が全職員に説明するよう求めましょう。労働組合だからこそ、できることです。力を合わせて、働きやすい職場をつくっていきましょう。

民主的に決定し、より良い職場へ！ そして困ったときは高教組へ